

監 第 3 4 9 8 号
令和 2 年 12 月 25 日

(一社) 新潟県建設業協会会長 様
(一社) 新潟県建設産業団体連合会会長 様
新潟県電気工事工業組合理事長 様
(一社) 新潟県空調衛生工事業協会会長 様
(一社) 新潟県建築組合連合会会長 様
(一社) 新潟県建設専門工事業団体連合会会長 様
(一社) 新潟電設業協会会長 様
(一社) 新潟県公園緑地建設業協会会長 様
(一社) 新潟県解体工事業協会会長 様

新潟県土木部長
新潟県農林水産部長
新潟県農地部長
新潟県交通政策局長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び 監理技術者補佐の県発注工事における取扱いに関する運用について（通知）

日頃より、本県の土木等行政に御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
建設業法第26条第3項ただし書^{*1}の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）について、本県発注工事においては、下記のとおり取扱うこととしましたので、御承知の上、貴団体傘下の会員に対し周知くださるようお願いします。

※1 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を工事現場に専任で配置した場合、監理技術者の兼務が認められる規定（特例監理技術者＝兼務が認められた監理技術者）。

記

1 特例監理技術者の配置要件

次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。

- (1) 兼務する工事が地域機関発注工事であること。
- (2) 兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事含め2件までであること。
ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認める場合に限る。
- (3) 兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。範囲については、工事現場が同一の地域振興局管内^{*2}であること。
- (4) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。
- (5) 低入札価格調査制度を適用する請負契約で、調査基準価格未満の金額での契約でないこと。



※2 村上、新発田、新潟、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡の12地域振興局の各管内。各地域振興局の所管区域は、新潟県行政組織規則第10条に規定する所管区域を参照。

行政組織規則第10条に定める地域振興局の所管区域

名 称	所 管 区 域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新発田地域振興局	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地域振興局	南魚沼市 南魚沼郡
十日町地域振興局	十日町市 中魚沼郡
柏崎地域振興局	柏崎市 刈羽郡
上越地域振興局	上越市 妙高市
糸魚川地域振興局	糸魚川市
佐渡地域振興局	佐渡市

2 適用日

本取扱いについては、令和3年2月1日以降に適用する。

なお、適用日時点で兼務の要件を満たす入札・契約手続中及び稼働中の工事については次のとおりとする。

(1) 入札・契約手続中の工事

契約後に受注者から兼務の申出があった時点で変更契約を行い、兼務を認める旨の特記仕様書を追加する。

(2) 稼働中の工事

受注者から兼務の申出があった時点で変更契約を行い、兼務を認める旨の特記仕様書を追加する。

3 施工体制上の留意点

監理技術者制度運用マニュアル〔最終改正 令和2年9月30日国不建第130号〕において、「特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない」とされていることから、施工体制の整備に留意してください。

担当：土木部監理課建設業室 佐藤 (025-280-5386)
農林水産部農業総務課予算係 土田 (025-280-5284)
農地部農地管理課予算第2係 本間 (025-280-5347)
交通政策局交通政策課総務班 井上 (025-280-5453)